

令和7年度
御坊市教育委員会点検評価報告書
(令和6年度事務事業分)

御坊市教育委員会

< 目 次 >

評価等に当たって	1 ～ 3
----------	-------

点検評価結果

1 未来を支えるひとづくり	7 ～ 8
2 子どもを育む地域社会づくり	8 ～ 9
3 生涯学習の振興	9 ～10
4 生涯スポーツの振興	10
5 芸術・文化の振興	11

参考資料

事務事業評価一覧表	13 ～28
令和7年度（令和6年度事務事業分）教育委員会事務事業評価 に関する意見書の提出について	29
令和7年度（令和6年度事務事業分）教育委員会評価委員会の 主な意見	31 ～32
御坊市教育委員会評価等実施要綱	33 ～35

評価等にあたって

1 はじめに

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきPDCAのマネジメントサイクルを確立すべく、平成20年度以降教育委員会が行った事務事業の点検評価（以下「評価等」という。）を実施し、教育委員会評価委員会の意見を受け報告書としてまとめています。

2 評価等の対象

今回実施した評価等の対象は、第5次御坊市総合計画に基づき、令和6年度に実施した事業のうち主なもの42事業です。

3 評価等の方法

- (1) 評価等に際し、必要性、効率性、有効性、公平性・透明性の観点から分析し、課題や今後の対応等について示すこととしました。
- (2) 評価は、それぞれの評価項目・総合評価の判定において次の4段階評価としました。

必要性・・・・・・・・4：必要性は高い。

3：必要性はある。

2：必要性は少ない。

1：必要性はない。

効率性・・・・・・・・4：効率性は高い。

3：効率的である。

2：あまり効率的ではない。

1：効率的ではない。

有効性・・・・・・・・4：効果は大きい。

3：効果はある。

2：効果はあまりない。

1：効果はない。

公平性・透明性・・4：公平性、透明性は十分確保されている。

3：公平性、透明性は確保されている。

2：公平性、透明性に欠ける部分がある。

1：公平性、透明性の確保ができていない。

総合評価における判定

- 4：十分できている。
- 3：できている。
- 2：あまりできていない。
- 1：できていない。

- (3) 評価の今後の方向性については、「廃止・終了」、「休止」、「継続」、「拡大」、「見直し」の5つの方向性で表しました。
- (4) 評価に際し評価等の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など5人以内で構成する教育委員会評価委員会で、様々なご意見、ご助言をいただきました。

なお、教育委員会評価委員会の委員は、次の方々です。

(50 音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
石 橋 都 也 子	学識経験者
大 川 秀 樹	学識経験者
佐 々 木 俊 明	学識経験者
橋 本 英 之	学識経験者
山 本 尚	学識経験者

4 評価等の結果

教育委員会の自己評価の結果は、次のとおりです。

- (1) 評価の判定別事務事業数

評 価	十分できている	できている	あまりできていない	できていない
事業数	4	36	2	0

- (2) 今後の方向性別事務事業数

方 向	廃止・終了	休 止	継 続	拡 大	見 直 し
事業数	0	0	38	3	1

5 まとめ

自己評価の判定別事務事業数では、「十分できている」とした事業が全体の約10%に相当する4事業で、「できている」とした事業が約86%に相当する36事業、「あまりできていない」とした事業は約5%に相当する2事業でした。なお、「できていない」とした事業は該当ありませんでした。

「できている」と判定をしている事業であっても予算の確保状況によっては判定を下げなければならなくなることが考えられる事業もあり、今後の事業展開に課題を残すものであります。

また、今後の方向性別事務事業数については、３８の事業で「継続」とし、今後、更に充実を図っていく必要がある「外国青年招致事業」、「学校図書館整備事業」及び「学校運営協議会設置事業」は「拡大」の判定をしています。

今回の評価で「見直し」としたのは「市民文化会館自主事業」で、会館開設の翌年度の昭和６０年度に実行委員会を立ち上げ、『市民に本物の芸術に触れてもらいたい』との思いから、各種催事を行ってきましたが、近年では集客率アップをねらったエンターテイメントへの偏りが目立つようになり、市民が気軽に文化・芸術に触れられる活動を目指し、令和７年度から新たな取り組みをスタートしています。

教育委員会としましては、依然として厳しい財政状況の中ではありますが、教育の継続性という観点と、時代の要請等による必要な調整や修正を加えつつ市民ニーズへの的確な対応と教育課題の解消に向け、事務事業の優先度や緊急度等を勘案し、計画的かつ重点的な事業実施に努めなければならないと考えます。

点検評価結果

点 検 評 価 結 果

1 未来を支える人づくり

【基本方針】

「子どもたちがいきいきと学べる環境づくり」を推進します。

〔令和6年度の主な取組状況〕

- ③ 子育て支援の一環として、全市立幼稚園で預かり保育を実施した。（預かり保育実施率 79.9%）
- ⑥ 令和5年度の2学期から外国語教育の指導助手を1名増員し3名体制としたことで、令和6年度は小学校でALTの入る英語授業数が増加した。
- ⑩ 学校図書に親しみ読書の習慣づくりを推進するため、「学校図書館図書充実事業」及び「御坊市リサイクル図書寄贈活動」を継続し、学校図書の充実に努めた。
- ⑰ 10月から県の公立学校給食費無償化補助金を活用し、小中学生の給食費無償化を実施し保護者の負担軽減を図った。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「未来を支える人づくり」では18事業を掲げ、その内17事業で「できている」又は「十分できている」と判定しました。「十分できている」と判定したのは、「幼稚園預かり保育事業」です。また、「あまりできていない」と判定したのは、「学校図書整備事業」で、学校図書館図書標準を全ての小中学校で達成することを目的とした学校図書館図書充実事業を令和5年度から実施しましたが、現在においても図書標準に満たしている学校数が0校であるため当該評価としたものです。

今後の方向性については、16事業で「継続」とし、今後、更なる充実を図っていく必要がある「外国青年招致事業」、「学校図書整備事業」については、「拡大」としています。

事業全体としては、概ね「できている」との判定をしていますが、引き

続き教育内容の充実とともに家庭や地域と連携した包括的な教育支援に努めるなど効率的かつ効果的な事務事業の実施に努めていくことが必要であると考えます。

2 子どもを育む地域社会づくり

【基本方針】

「家庭・学校・地域が連携して子どもを育む環境づくり」を推進します。

〔令和6年度の主な取組状況〕

- ⑬ 協議会内で活発な議論ができるよう、協議会の進め方等について学校長が学ぶことを目的として、和歌山県CSマイスターとの懇話会を引き続き実施した。
- ⑭ 包括連携協定を締結している日本郵便㈱の御坊郵便局の配達員に、配達時にオレンジ色のベストを着用していただき、主に下校時の見守り活動を実施した。
- ⑮ 毎年活動内容の更新を行っており、特に令和2年度から始めたプログラミング教室は、子どもや保護者から好評を得ている。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「子どもを育む地域社会づくり」では、7事業を掲げ、その内4事業で「できている」、2事業が「十分できている」との判定をしました。一方、「あまりできていない」と判定したのは「学校運営協議会設置事業」で、協議会の目的である学校運営に地域の声を生かし特色ある学校づくりには、更なる活性化が必要であると考えます。

今後の方向性については、6事業で「継続」とし、今後、更なる充実を図っていく必要がある「学校運営協議会設置事業」については「拡大」としています。

事業全体としては、概ね「できている」との判定をしていますが、少子

化や核家族化、地域における人間関係の希薄化が更に進み、子どもを育てる環境はますます厳しい状況となり、新たな課題が生じてくることも考えられることから、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長できるよう青少年健全育成活動への支援を行うとともに、家庭や学校、地域の連携を強化し新たな子育て支援の仕組みづくりに取り組んでいく必要があると考えます。

3 **生涯学習の振興**

【基本方針】

「生涯を通じ、明るく、楽しく暮らせる環境づくり」を推進します。

〔令和6年度の主な取組状況〕

②⑥～③④ 全般的には生涯学習活動の場として、市民文化会館、公民館、図書館、勤労青少年ホーム、教育集会所等の適正な施設管理と地域の身近な生活課題に対応した生涯学習の機会の提供に努めた。

また、市民文化会館については、令和6年度から指定管理者がシダックス大新東ヒューマンサービス（株）に変更となったが、利用者目線に立った満足度の高いサービスと適切な施設管理が行われている。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

◎ 「生涯学習の振興」では、9事業を掲げ、昨年度の評価委員の意見を踏まえ、「市民教養講座実施事業」を「十分できている」とし、ほか8事業を「できている」と判定しました。また、今後の方向性についても全て「継続」としています。

事業全体としては「できている」以上の判定をしていますが、生涯学習に対する市民ニーズは更に増加していくと考えられることから、より多くの市民が学習の場に参加できるよう幅広い年齢を対象とした多種多様な学習機会の提供や学習施設の利便性向上に努めるとともに、学習を通じて習

得した知識や能力を活用する機会の充実に努める必要があると考えます。

4 生涯スポーツの振興

【基本方針】

「すべての市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を推進します。

〔令和6年度の主な取組状況〕

- ③⑤ 大会名称について、国が2024年度から「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に変更したことを踏まえ、本市においても「御坊市民総合体育大会」を「御坊市民スポーツ大会」へ変更した。
- ③⑧ 市政施行70周年の冠事業として全国予選会を市庁舎1階で開催し、「麻雀の聖地ごぼう」としての魅力を発信した。また、初の試みとして、中国からの国際招待選手4名を交え、健康マージャンを通じて国際交流にも取り組むことができた。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「生涯スポーツの振興」では、4事業を掲げ、いずれも「できている」と判定しました。また、今後の方向性についても全て「継続」としています。

事業全体としては、「できている」との判定をしていますが、引き続き子どもから高齢者まで年代を問わずスポーツに親しみ、健康でいきいきと暮らせるよう地域と連携し、スポーツを通して交流を深める機会の充実やスポーツ施設の利便性向上に努める必要があると考えます。

5 芸術・文化の振興

【基本方針】

「市民が芸術・文化に親しめる環境づくり」を推進します。

〔令和6年度の主な取組状況〕

- ④① 中国雑技団&京劇及び、子ども芸術劇場は「おとぎと魔法の劇場」を開催した。
- ④② 埋蔵文化財専門職員の体制について、令和6年度から週5日勤務（令和5年度は週2日勤務）で埋蔵文化財専門職員を御坊市で会計年度任用職員として採用し、御坊市及び日高郡6町埋蔵文化財保護行政事務協議会を運営している。

〔総合評価の判定と今後の課題・方向〕

- ◎ 「芸術・文化の振興」では、4事業を掲げ、いずれも「できている」と判定しました。今後の方向性については3事業を「継続」、1事業で「見直し」とし、この事業は令和7年度から新たな取り組みを始めているところです。

事業全体として「できている」との判定をしていますが、芸術、文化、歴史はそれぞれの地域において生まれ、育まれ、時代を超えて受け継がれるものであり、引き続き地域文化財の保存・活用を図るとともに、市民が親しめるよう工夫する必要があると考えます。

なお、文化財保護事業については、旧御坊町内を中心とした伝統的建造物の保存や、これまでに収集してきた民具、古文書、写真等の有効活用について検討を行っていくこと及び市内には85か所の埋蔵文化財包蔵地があり、調査体制の充実が必要であると考えます。

参考資料

事務事業評価一覧表

御坊市教育委員会

令和7年度

教育委員会（令和6年度事務事業）評価一覧表

「心豊かな人を育み、明るく、楽しく暮らせるまち」

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	1	教育委員会の運営	教育行政について審議を行い、本市の教育行政の具体的な施策の推進、充実を図る。	定例会、臨時会の開催、学校訪問の実施、研修会・情報交換会等への参加	3	継続	今後更に教育委員会運営の適正化に努めるとともに、R2年度から交際費の公表を行うことにより、透明性の向上を図っている。
	2	はたちのつどい実施事業	式典を開催し、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。	「はたちのつどい」式典の開催	3	継続	今後も式典を通して「ふるさと御坊」への愛着や誇りの醸成を図っていく。
	3	幼稚園預かり保育事業	就労を希望する保護者の子育て支援及び好ましい保育環境の提供	月・火・木・金曜日の午後2時30分から4時までの間、全園で実施※名田幼稚園については、水曜日と長期休業中も実施した	4	継続	保護者ニーズも高く、現在のところ運営も順調に行われている。
	4	教育支援委員会設置事業	特別な支援を必要とする児童生徒等の適正な教育支援を期するために設置	適正な就学についての判定、指導及び教育委員会への答申	3	継続	当該幼児・児童・生徒の適正就学と教育の確保を念頭に、個々の状況を十分確認しながら保護者との協議を重ねている。しかし、保護者の就学に対する思いと必ずしも一致しない場合が多く、また小・中学校入学後の対応が必要となるケースも多いことから、小・中学校の特別支援教育の充実を図る必要がある。また、引き続き福祉部門や園・学校等と連携し、きめ細やかな取組を継続するとともに、当該幼児・児童・生徒の適正就学に向けて保護者との丁寧かつきめ細やかな協議を行っていくことが必要である。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	5	就学奨励事業	経済的理由により、就学困難な児童等に対し、必要な援助を行う。	学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等の補助	3	継続	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し必要不可欠な制度であり、今後も国の基準や地域の動向を見極めながら支給基準及び支給費目について適切に運用していく必要がある。
	6	外国青年招致事業	外国青年を招致し、小・中学校でのネイティブスピーカーによる英語教育の実践充実と、国際理解の推進を図る。	英語指導助手として、小・中学校で英語教育の実践を行う。	3	拡大	小学校において外国語が教科化され、教育の重要性は高まっている。また、小学校の学習内容を受け、中学校英語教育においても語彙力を身につけ異文化理解に努めるとともに、4技能5領域を高める必要がある。特に、「話すこと（やりとり）」の指導を充実し、即興力を習得することが大切であり、ALTとのやりとりを通じて、これらの力が高められることが大いに期待できる。グローバル化の進展に伴い、国際社会で活躍できる日本人の育成に英語教育並びに国際理解教育の充実は大きな役割を果たしている。今後も外国語教育の充実に努める必要がある。
	7	部活動奨励事業	学校における体育・文化の振興並びに充実を図る。	日常の部活動や各種大会への参加に対する補助	3	継続	県・近畿・全国大会等への出場に際しての補助制度については十分活用されており、児童生徒の心身の健全育成に資するべく引き続き制度を維持していくことが必要と考える。また、日常のクラブ活動に対する補助については十分とは言えず、今後予算確保等に努めていく必要がある。
	8	情報教育環境整備事業	コンピュータによる授業の充実を図り、児童生徒の学力及び情報処理能力の向上を図る。	情報手段を活用した学習活動に応えるための情報機器及び学習環境の整備	3	継続	一般的に機器の寿命は5年前後であることを踏まえると端末更新に多額の費用が想定されるため、国の動向を注視し財源の確保に努めなければならない。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未 来 を 支 え る 人 づ く り	9	学校備品整備事業	備品の整備・充実を図ることにより、児童生徒等の教育環境の充実を図る。	老朽化等により不具合が生じている備品や学習活動に必要な備品の整備	3	継続	備品購入費については、各学校からの要望を精査し配当を行っている中、要望していた備品を購入されていない状況もあったが、指導を重ねてきたことによって改善されてきた。 しかし、各学校の備品購入費の配当予算が大きくないため、必要な学校備品を購入できないことも考えられるが、学校備品の整備は学校教育に必要不可欠であることから、予算確保と適切な予算執行に努めていくとともに、より一層、効率的な備品の購入ができるよう工夫・検討していく必要がある。
	10	学校図書整備事業	図書に親しみ読書の習慣づくりを推進することにより、情操教育の充実と学力の向上を図る。	図書の購入及び整理	2	拡大	児童生徒の読書離れが課題となる中、学校図書館図書標準を満たしている学校は0校であるため、令和5年度から学校図書館図書充実事業を開始し、読書活動を活発に行っていくことができる環境づくりを推進していく。学校司書による蔵書点検の結果、古い図書の廃棄も多くあり学校図書館図書標準を達成する学校はなかった。そのため、今後の計画的な管理が必要となっている。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未来を支える人づくり	11	学校施設整備事業	学校施設等の整備を行うことにより、児童生徒の教育環境の充実を図る。	老朽化等により不具合が生じている施設の修繕や改修、改築	3	継続	学校施設の老朽化から修繕等を必要とする箇所が年々増加してきており、学校からの要望も多くなっている現状にある。そういった中で、すべての施設整備要望に対応できているわけではないが、必要性や緊急度を鑑み、予算の範囲内で実施している。令和6年度においては、湯川小学校及び藤田小学校の修繕料が前年度に比べ増加した。しかし、消耗品費や備品購入費の予算不足のため、やむを得ず修繕料から流用しているケースも見受けられた。今後も各学校からの要望を十分に精査のうえ、必要な予算の確保に努めつつ、安心・安全な教育環境の充実を図っていく必要がある。
	12	教育研究委託事業	教育課程や指導方法の工夫改善についての研究協議等により学校教育の充実を図る。	教科別、学年別、学校ごとの課題、今後の取り組むべき内容等についての研究委託	3	継続	学習指導要領の指導内容を実現するとともに、学習指導、学級経営等全てにおいてより質の高い教育活動を児童生徒に提供し、市内教職員が情報共有、連携しながら教育研究推進するために必要な事業であると判断する。令和3年度より事業経費が大きく削減される中、事業予算配分については真に必要な事業とその事業費について精査し、適切な配分・実施を行った。今後より充実した研究活動を展開するためには補助については十分とは言えず、今後予算確保等に努めていく必要がある。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未 来 を 支 え る 人 づ く り	13	児童生徒対策委員会 運営事業	御坊市の児童生徒に関する諸課題を解決するため、必要な調査、研究を行い、課題解決に必要な具体策を講じることを目的として設置	学校の報告を受け、課題のある児童生徒及び家庭の情報収集を行う。課題解決に必要なサポートチームの編成について関係機関の調整を行う。	3	継続	市内小・中学校からの児童・生徒の多欠状況報告等のため、定例会議を開催している。長多欠・問題行動等、関係機関との連携が必要な児童生徒については、必要に応じて各校区ブロック会議を開催している。 不登校となる要因や背景が複合化・多様化している現状においては、児童生徒の支援だけではなくその家庭支援が重要となる。そのため、本委員会やブロック会議においても、支援が必要と思われる家庭の報告や関係機関からの支援内容などを協議する場として発展させる必要がある。
	14	教育支援センター実施事業	学校以外の場での子どもの居場所の提供と、不登校児童生徒の支援	不登校児童生徒の集団適応能力の援助・集団活動の実施	3	継続	不登校となる要因や背景は、学校における友人関係の悪化等によるもの・家庭における生活環境等によるもの・児童生徒自身における学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの心身障害等によるものなどがあり、複合化・多様化している。そのため、県や市から派遣されるスクールカウンセラーなどを活用し、様々な要因・背景に沿った支援を提供する必要がある。また、見学にはきたが、入所に至らない児童生徒もあり、各関係機関と連携を取りながら、児童生徒の社会的自立を目指す支援体制を構築することが必要となる。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未 来 を 支 え る 人 づ く り	15	家庭児童相談事業	児童生徒の養育上の諸問題について、家庭・学校等の相談に応じ、児童福祉の増進を図る。	相談、訪問活動	3	継続	家庭児童相談室は福祉事務所に設置することが前提である。しかし、本市においては不登校に焦点を当てた取組とすること、また教育支援センターと連携する体制で事業運営を行っている。 地域社会や家庭状況変化により、単身家庭の増加や地域社会の希薄化などから、不適切な養育や教育力の低い家庭への支援がより重要となると考えられる。そのため、支援体制構築のため、学校（担任・SC）、関係機関（保健所・医療機関・福祉事務所）などとの連携を今以上の強化が必要となる。
	16	特別支援教育推進事業	特別な支援を要する児童等が、支障なく安全に学校生活を送れるようにするとともに、教育効果の充実を図る。	市費による介助員の配置	3	継続	原則として、1学級3人以上の児童生徒が在籍する場合、介助員を配置することとしている。対象と考えられる幼児・児童・生徒は増加傾向にあることや、LDやADHDといった普通学級で対応しなければならない発達障害を抱えた子どもたちが増加傾向にあることから、個別最適化を目指した教育が今後必要性を増す中、原則によらない介助員の配置が求められている。今後、個々の状況を精査・吟味し、必要に応じ介助員を配置していく必要がある。
	17	学校給食実施事業	望ましい食習慣を養うなど食生活の改善と食育の推進を図る。	幼稚園、小中学校における給食の実施	3	継続	学校給食による食育は、正しい知識と食習慣を身に付ける為に必要不可欠であり、安全でバランスのとれた食事の提供ができています。今後も牛乳をはじめとした食材価格や設備修繕用部品、人件費など物価の上昇が続いているため、価格の動向を注視しながら適正な予算の確保が必要。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
未 来 を 支 え る	18	学校健康管理事業	健康診断の実施による児童生徒、教職員等の疾病の早期発見と健康の増進	定期健康診断や生活習慣病予防検診等の実施	3	継続	児童生徒及び教職員の健康診断の実施については、学校設置者の義務として、学校保健安全法で定められているため、引き続き受診漏れがないよう対応していく。
	19	学校運営協議会設置事業	保護者及び地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現する。	目的の達成のため、各学校に学校運営協議会を設置する。	2	拡大	昨年度に引き続き、委員に対し、学校・地域のあり方を熟議できる機会を設け、協議会の活動が活発化できるよう働きかけた。一部の協議会において、創立150周年記念事業を委員と共に企画するなど熟議の成果が見られた。しかし、協議会の目的の学校運営に地域の声を生かし、特色ある学校づくりには、さらなる協議会の活性化が必要と思われる。 藤田小学校区においては、大成幼稚園閉園に伴い委員を増員し、協議会の活性化を図る。
	20	児童センター運営事業	児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設である児童センターは、児童生徒に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする。	児童センターは小型児童館の機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通じての体力増進を図ることを目的とする事業を行う。	3	継続	地域における遊びや文化的・社会的な体験活動を提供し、こどもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的としている。近年では、少子化や放課後児童健全育成事業などの充実などにより、来館者数が減少している。しかし、地域におけるこどものための拠点・福祉的な課題への対応・健全育成の環境づくりのため、児童福祉施設としての運営・活動は今後も必要となる。新型コロナウイルス感染症の制限が緩和されたため、来館者数は増えつつあるが、料理活動なども再開したが経験していないこどもが多いため、体験不足のこどもの問題が顕著となっている。

子
ど
も
を
育
む
地
域
社
会
づ
く
り

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
子 ど も を 育 む 地 域 社 会 づ く り	21	児童健全育成事業 (子ども会)	地域ぐるみでの青少年の健全 育成活動の推進と家庭・地域の 教育力の向上を図る。	子ども会の育成事業	3	継続	常に地域の実態や保護者、子どものニーズに適合し た子ども会活動のあり方についての検討が必要である が、当面は市子連事業として事務局が主導して、体験 学習等の充実を図り、市子連の活動を単位子ども会活 動としての利用に活用できるよう奨励するとともに、 子ども会未組織の地域の子どもたちへの活動機会の提 供としても行っていく。
	22	和歌山県地域と学校の連携・協働体制推 進事業 (子どもの居場所づ くり推進事業)	宿題や家庭学習をする習慣が 身についていない子ども達の学 習習慣の確立、大人とのふれあ いによるコミュニケーション力 の向上、自己肯定感・自尊感情 の高揚等	放課後等にひとりで過ごさな ければならない子どもを含む、 主に小学4年から5、6年生の 子どもへの学習支援や大人との 交流の機会を継続的・定期的に 提供する居場所を開設	3	継続	今は児童センターでのみ開設となっている。他の地 域での居場所開設については、学童保育等とのバラン ス及び要望を考慮し、当面の間は、児童センターのみ で対応したい。
	23	青少年育成推進事業	地域ぐるみでの青少年の健全 育成活動の推進	青少年健全育成地域組織活動 の事業委託と連絡調整、少年 メッセージ	3	継続	それぞれの地域における青少年育成組織として機能 している。
	24	児童生徒等の防犯対 策事業	学校や通学路における子ども の安全の確保	安全指導員の配置及び各種団 体等による子どもの安全確保 (学校安全指導員、緊急通報シ ステム)	4	継続	県教育委員会・御坊警察署・日本郵便(株)・市防災対 策課等の関係機関との連携、安全指導員による見守り 活動、各種団体の協力、民間企業からの児童生徒の安 全に係る寄付など本事業は定着しつつあるが、「声掛 け」や「わいせつ行為」、携帯電話を利用した「無断 撮影」などの問題事案発生は後を絶たず、児童・生徒を 危険から守るために、今後も本事業を継続する必要が ある。御坊市全体として「園児・児童・生徒の安全確 保」に関する気運を醸成していきたい。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
子どもを育む地域社会づくり	25	青少年発明クラブ運営事業	御坊市の次代を担う子どもたちが「ものづくりの楽しさ・喜び」を体得し、「豊かな観察力・想像力」を養う	各種教室の開催	4	継続	毎年活動内容の更新を行っており、令和2年度から始めたプログラミング教室は子どもたちや保護者からも好評である。 発明クラブの活動に参加してくれる「センパイクラブ員」制度を活用し、一人でも多くの意欲ある中学生に積極的に活動に関わってもらえるよう6年生（修了生）に働きかけていく。
	26	市民教養講座実施事業	市民の教養を深めるための講演会の開催	幅広いジャンルの著名人を招聘しての講演会の開催	4	継続	御坊日高地域の成人講座として定着しており、引き続き市民ニーズにあった講師選定を行っていく。平成25年度から広域行政事務組合からの補助金が廃止され、日高郡町村会からの補助金(1,000千円)となり1,800千円減額となったため、チケット料金を1千円値上げするとともに特別公演を廃止している。 また近年、講師料が年々高騰しているが予算増額も望めないため、講座回数を固定せず実施していく。
生涯学習の振興	27	公民館自主事業	市民の教養の向上、生活文化の振興等、生涯学習の増進等を図るため、教養・学術・文化等に関する各種事業を実施する。	中央公民館と御坊市文化協会による市展の開催、分館による地域文化祭及び駅伝大会の開催並びに子ども文庫開設など	3	継続	公民館は地域住民の一番身近な公共施設であり、地域コミュニティ形成の活動拠点でもある。学校教育との連携、家庭の教育力の向上を図っていく上において、公民館には大きな役割が求められており、各種の講座や地域文化祭等の自主事業を実施しているところであるが、さらに家庭や学校等と連携しながら地域づくりに取り組んでいきたい。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由 、 課 題 、 今 後 の 対 応 等
生涯学習の振興	28	文化協会補助事業	生涯学習の実践団体としての御坊市文化協会への補助	御坊市文化祭事業及び機関誌発行に要する経費の補助	3	継続	本事業は、市から補助金を受け、文化協会が雑誌「ごぼう文化」を発刊したり、市美術展をはじめ文化祭事業として作品展や発表会等を開催している。文化の向上、美術、芸術の振興・発展を考えれば今後も継続して実施していくことが必要であるとともに、内容等充実させていくには、さらに文化協会と協議検討していく必要がある。
	29	図書館資料整備事業	資料の充実を図ることにより、市民の生涯学習に資する。	図書館資料の購入・収集及び整理	3	継続	適宜市民ニーズを把握しながら新刊の選定作業を実施するとともに、将来に向けて蔵書の保管スペースを拡充確保する方策を考えていく必要がある。
	30	市民文化会館運営事業	市民文化の向上を図るための施設としての市民文化会館の管理運営	館の維持管理、運営	3	継続	指定管理者制度により専門性の高い指定管理者による効果的で効率的な運営ができています。 指定管理者と生涯学習課職員双方が協議を行い、問題点等情報共有をし、より適切な館運営を行う。 昭和59年建築の施設であり、内外の老朽化も進んでいることから、計画的修繕を必要とする。 また、突発的な早急修繕を必要とする事案も多く発生していることから、対応方法を常に念頭におかなければならない。
	31	図書館運営事業	図書館の快適な利用環境の維持・充実	図書館の管理運営	3	継続	市民ニーズの多様化と社会情勢の変化に迅速且つ的確に対応するため、専門知識を有する司書資格取得職員の充実を図っていくことが必要である。 また、平成30年度から閉館時間（火曜日から金曜日）を午後6時30分まで延長し、館内にWi-Fiを設置している。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯学習の 振 興	32	公民館運営事業	市民の学習機会の創出を図る ための公民館の運営	中央公民館、分館等の管理運 営	3	継続	分館は、子ども文庫や地域文化祭、各種学習会・教室など、いろいろな会合等にも利用され、子どもから大人まで多くの人々が集い、地域コミュニティの活動拠点施設としての役割を担っている。中央公民館では分館のサポートをしながら本館事業として、市美術展覧会や作品展等の文化祭事業を実施するとともに、各種会議や成人講座として茶道・華道・着付・日本画教室（令和6年度は休止）を実施している。今後は、学校・家庭・地域と情報を共有・連携しながら、地域課題解消への取組に努めたい。
	33	勤労青少年ホーム運営事業	勤労青少年の健全育成、福祉の増進及び社会教育の振興を図るための施設の維持管理	施設の貸館業務	3	継続	勤労青少年福祉事業としての枠を取り除き、社会教育振興としての施設活用を図っている。 施設維持管理については、定期的な巡回点検を必要とする。 施設の老朽化による館内外の修繕箇所が多く発生しており、災害時の避難所にも指定されていることから、特に懸案事項でもある外壁等の修繕及び浄化槽改修は急務である。
	34	教育集会所管理事業	地域における社会教育活動の充実と住民福祉の向上に資するための集会所の維持管理	小松原西会館、財部東会館及び蘭北会館の維持管理	3	継続	自治会を指定管理者として管理を委託することで、スムーズな管理ができている。 令和6年度は修繕箇所がなかったが、今後老朽化も進むことから、定期的な状況把握及び計画的修繕計画を行う。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
生涯 ス ポ ー ツ の 振 興	35	御坊市民スポーツ大会実施事業	市民の健康維持、体力向上及びスポーツの振興を図る。	地区対抗競技と公開競技の実施	3	継続	地区対抗競技の参加者数が減少傾向にあり、地区によっては人集めに苦勞し、チーム編成が困難な地区もある。各地区体育協会会長と協議し、来年度も例年どおり地区対抗競技を開催するが、今後連合チームの結成や公開競技への変更なども含め、柔軟に対応していく必要がある。また、例年9月第2週の日曜日に開催しているが、熱中症の危険もあるため開催日程については、今後検討していく必要がある。
	36	スポーツ振興事業	各種スポーツ大会の開催等により、市民の体力増進、健康づくりを促す。	各種スポーツ教室及びスポーツ大会の開催	3	継続	市立体育館、武道館、学校体育館、学校ナイター等現有の施設の利用頻度は高く、体力増進・健康づくりに対する住民のニーズも高くなっている。加えて、市民がスポーツに参画することにより地域コミュニティの維持・強化が期待できるため、今後も継続して事業を実施する。 また、ジュニアスポーツにおいては、スポーツの多様化や少子化により、活動を停止するチームが生じている。既存の競技種目だけでなく、新たな種目の競技団体にスポーツ少年団登録を促し、ジュニアスポーツを活性化していきたい。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由 、 課 題 、 今 後 の 対 応 等
生涯 スポーツの 振興	37	体育施設管理事業	体育施設・設備の整備・充実を図ることにより、スポーツの振興と市民の健康・体力づくりを推進する。	市立体育館、武道館、相撲場、弓道場及び夜間照明施設の管理・整備	3	継続	これまでも住民のニーズや施設の利用頻度が高いことに加え、スポーツ基本法で「スポーツをする権利」が明確に示されていることから、より一層の施設整備・管理に努める。 各施設とも老朽化による修繕を必要とする箇所も多くあり、特に武道館天井、相撲場周囲及び夜間照明等の高額修繕も必要であることから、早期に修繕できるよう予算確保に努める。 また、突発的な修繕等も発生していることから、常に早急な対応を必要とする。
	38	健康マージャン推進事業	健康マージャンを通じて世代間交流、地域間交流を図り、生涯学習活動の促進に寄与することを目的とする。	「健康マージャンペアフェスタ」の開催	3	継続	令和6年度の第2回大会では、御坊市予選会が参加多数により抽選となったため、令和7年度の第3回大会では、和歌山県内で開催してきた予選会を集約及び規模を拡大し、和歌山県民を対象とした和歌山県予選会を実施する予定である。 本大会の開催時期は昨年度同様2月とするが、課題とされる防寒対策への対応が必要となる。 また、令和7年度には、のぼりやパネルを製作し、「麻雀の聖地ごぼう」の魅力を全国に向けてさらにPRしていく。

基本 施策	事 務 事 業 名		事 業 の 目 的	事 業 の 内 容	総 合 評 価		
					自己 評価	今後の 方向性	判 定 理 由、課 題、今 後 の 対 応 等
芸術・文化の振興	39	市民文化会館友の会事業	日常活動の成果の発表と鑑賞の機会を通して市民文化の向上を図る。	夏のまつり、バンドフェスティバル、大合唱のタベ事業の開催	3	継続	日常活動の成果を発表する場を提供することで、市民文化活動の活性化が図れている。
	40	市民文化会館自主事業	優れた芸術文化の観賞事業を安価で実施することにより、市民文化の向上を図る。	子ども芸術劇場やコンサート、演劇、古典芸能等	3	見直し	市民の文化向上を図るという目的は、一定の成果を果たせたものと考えている。 令和7年度から新たに「御坊市文化芸術推進事業実行委員会」を立ち上げ、大ホールでの催事のみならず、小ホールや展示室を活用し、市民が文化・芸術に身近に触れられる交流の場となることを目指す。
	41	歴史民俗資料館運営事業	文化財に関する資料の収集、保存、展示及びその活用を図り、市民文化の向上に資するための施設の管理、運営	館の維持管理、各種体験教室の実施	3	継続	指定管理者との契約は平成27年度で終了し、平成28年度以降は直営で管理・運営を実施。令和6年度から埋蔵文化財専門職員が資料館の展示・案内業務を兼務している。
	42	文化財保護事業	文化財の保護を通じて、郷土理解を促進し、伝統文化の普及を図る。	文化財等の指定、管理、調査、収集、届出	3	継続	旧御坊町内を中心とした伝統的建造物の保存や、これまで収集してきた民具・古文書・写真等についての有効活用を図っていくことや、増えつつある文化財の保存場所が必要である。 平成30年度から実施していた「御坊祭民俗文化財調査事業」は令和3年度に完了した。 埋蔵文化財の調査体制の充実のため、令和5年4月から御坊市が埋蔵文化財専門職員を会計年度任用職員で採用、御坊市及び日高郡6町で埋蔵文化財保護行政事務協議会を設立運営することとなった。

令和7年8月18日

御坊市教育委員会 御中

御坊市教育委員会評価委員会

委員長 佐々木 俊明

令和7年度（令和6年度事務事業分）教育委員会事務事業評価
に関する意見書の提出について

私達、御坊市教育委員会評価委員会委員は、教育委員会からの委嘱を受け、去る8月7日に教育委員会が行った自己点検・自己評価結果について、市民の立場から評価を実施しました。

教育委員会が行った評価では、「あまりできていない」と判定した事業は、「学校図書整備事業」及び「学校運営協議会設置事業」の2事業で、これら以外の40事業の内訳は、「十分できている」が4事業で、「児童生徒等の防犯対策事業」と「市民教養講座実施事業」が今回の評価から新たに加わりました。「できている」が36事業で、「できていない」と判定した事業はありませんでした。

また、今後の方向性では、更に充実を図る必要がある「外国青年招致事業」、「学校図書整備事業」及び「学校運営協議会設置事業」については「拡大」、新組織を立ち上げて新たな取り組みを開始する「市民文化会館自主事業」は「見直し」、これら以外の38事業については「継続」と判定しています。

当委員会としましては、教育委員会が実施する自己点検・自己評価は過小評価が目立つこと、評価項目と判定の関連性が見いだせないことなどを指摘し、事業実施にあたっては、常にPDCAサイクルによる業務改善の意識を持つことが必要であると提言いたします。

今後の教育行政の一層の充実・推進を図られることを期待して、本意見書を提出いたします。

令和7年度（令和6年度事務事業分）教育委員会評価委員会の主な意見

基本施策	事務事業名	質疑・意見・提案等
未来を支える人づくり	⑩学校図書整備事業	*令和5年度から予算がついているのに、どの学校もまだ標準蔵書数を達成できておらず、成果・実績欄はゼロになっている。この欄の記載方法を工夫し、進捗状況が分かるようにすること。
	⑰学校給食実施事業	Q:昨年度は、大成中の御坊市在住生徒が無償化対象外と聞いたが？ A:昨年度は4月から日高川町が無償化を先行したが、本市も同年10月から無償化を開始し、大成中学生も対象となっている。
	⑱学校健康管理事業	*受診率が低い、100%受診する必要があるはず。人間ドックなど個別で健診した分も把握できるようにすること。
子どもを育む地域社会づくり	⑲学校運営協議会設置事業	Q:評価項目は4・3・3・3だが、判定は「あまりできていない」としたのはなぜか？ A:必要性は4だが、各会で運営に温度差があり、「地域と学校の連携」として十分な活動には至らなかったと判断した。
	⑳児童センター運営事業	Q:令和6年度決算が増額している理由は？ A:雨漏り修繕を行ったため。
	㉔児童生徒等の防犯対策事業	Q:通学路での危険な場所のリストアップはされているか？ A:市、県、国、警察で組織する通学路交通安全プログラムにより、事前に把握している校区ごとの危険箇所を实地で確認し、対策を講じている。 Q:子どもの誘拐などへの対策は？ A:小学校3年生と保護者を対象にした子どもへの暴力防止プログラム（CAP）事業を家庭教育支援チーム「ハッピー・ママ・ライフ」に委託している。
生涯学習の振興	㉔市民教養講座実施事業	Q:令和5年度に比べて入場者数が減少した理由は？ A:天候や講師・演目に左右されることがある。
	㉗公民館自主事業	Q:市展参加者数が減ったのは、内容が変わったからなのか？ A:内容に変わりはないが、館長によると新たな参加者が少なく、減少傾向にあるとのこと。 Q:地域文化祭事業入場者数が大幅に増えている理由は？ A:R4～5はコロナ禍の影響があったと思われる。
	㉙図書館資料整備事業	Q:元教育委員会に保管している書類を、学校図書館に配架できないか？ A:ここに保管しているのは主に資料であり、児童生徒向けの図書ではない。

生涯スポーツの振興	③⑤御坊市民スポーツ大会実施事業	Q:大会名称の変更は、単純な変更か？ A:国が「体育」を「スポーツ」に呼び変えていることを受け、全国的に名称変更を行っている。 Q:暑さ対策として9月の開催を見直せないか？ A:今年度大会を5月、11月で検討したが、全競技の会場が確保できなかった。 *市立体育館、学校体育館への空調整備を検討して欲しい。
芸術・文化の振興	④⑩市民文化会館自主事業	Q:判定は「見直し」だが、「廃止・終了」ではないのか？ A:事業のスプラップ&ビルドを実施し、新組織を立ち上げたため。 Q:新組織の委員に変更はないか？ A:残った委員も離れた委員もいる。新規で参加した委員もあり、市文館長も委員に加えた。
	④⑪歴史民俗資料館運営事業	Q:令和6年度決算額が例年より増額している理由は？ A:施設周辺の環境整備を行ったため。
	④⑫文化財保護事業	Q:専門職の勤務日数を変更したということか？ A:週2日勤務から週5日勤務とし、御坊市と郡内6町で協議会を立ち上げ運営している。
その他		Q:機構改革で2課が教育課に統合されたが、他課に移行した事業はあるか？ A:他課への移行はない。むしろ学校適正配置等の事業が加わる見込み。 Q:こども支援課との関連は？ A:今後予定している訪問型家庭教育支援には、こども支援課ほか福祉部局との連携が必要だと考えている。

御坊市教育委員会評価等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「評価等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 教育委員会は、評価等に際し、合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うものとする。

2 評価等の結果は、総合計画の実施計画及び予算に反映させるよう努めるものとする。

(評価等の実施)

第3条 各課かい所長は、事務事業評価調書（別記様式。以下「調書」）により、自ら所管する事務事業について毎年評価等を行い、教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により教育長に提出された調書に検討を加え、自ら評価等を行うものとする。

(委員会)

第4条 教育委員会は、前条第2項の評価を行うに当たり、当該評価の客観性を確保するため、教育委員会評価委員会(以下「委員会」という。)を設けるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会が実施する評価等
- (2) 評価等の方法、公表及び報告書に関すること。
- (3) その他評価等に関する事項

(組織)

第5条 委員会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価等の公表)

第8条 教育委員会は、評価等を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、市民にわかりやすい形で公表するものとする。

(市民意見の反映)

第9条 教育委員会は、前条の報告書に関して市民から意見があったときは、その意見を評価等に反映させるよう努めるものとする。

(制度の見直し)

第10条 教育委員会は、評価等を行うに当たり、事務事業の成果を把握する手法その他評価等の方法について、その改善と発展が図られるよう随時見直しを行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年度 事務事業評価調書

事業実施課室等		職員数				
事務事業名					担当係等	
総合計画上の位置付け						
目的						
事務事業の内容						
前年度からの改善点						
根拠法令等		地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律				
事業経費	区分	単位	R4年度	R5年度	R6年度	特記事項
	決算額	千円				
	うち一般財源	千円				
成果・実績	区分	単位	R4年度	R5年度	R6年度	
評価項目		評価	評価の主な観点等			
1	必要性		・ 市民ニーズや社会経済情勢の現状に合致しているか。 ・ 事務事業を本市教育委員会が実施すべきか。			
		評価に対する説明等				
2	効率性		・ 事務事業は効率的に実施されているか。 ・ コスト削減の工夫がなされているか。			
		評価に対する説明等				
3	有効性		・ 事務事業の目的に照らして効果的な手法か。 ・ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。			
		評価に対する説明等				
4	公平性 透明性	3	・ 事務事業の効果は公平に配分されているか。 ・ 説明責任を果たすために適切な情報提供がなされているか。			
		評価に対する説明等				
総合評価	判定	☐ 十分できている ☐ できている ☐ あまりできていない ☐ できていない				
	今後の方向性	☐ 廃止・終了 ☐ 休止 ☐ 継続 ☐ 拡大 ☐ 見直し				
	判定理由、課題、今後の対応等					